



記者各位

出光興産株式会社
代表取締役社長 月岡 隆

当社株主である日章興産株式会社、出光昭介氏、出光正和氏、出光正道氏、公益財団法人出光文化福祉財団及び公益財団法人出光美術館(以下、「日章興産ら」という。)から、平成29年7月4日、東京地方裁判所に新株式発行の差止め仮処分の申立て(以下、「本申立て」という。)がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本申立てに至った経緯

当社は、平成 29 年 7 月 3 日付「公募による新株式発行に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、公募による普通株式 4,800 万株の発行（以下、「本新株式発行」という。）を行うことを決議しております。これに対し、日章興産らが、平成 29 年 7 月 4 日、東京地方裁判所に本申立てを行ったものです。

2. 本申立てをした株主の概要

- (1) 氏名 日章興産株式会社
(2) 住所 東京都港区北青山一丁目3番6号
(3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 出光 昭介
代表取締役 出光 正和
代表取締役 鶴間 洋平
(4) 所有株式数 27,120,000 株(所有比率:16.950%)

- (1)氏名 出光 昭介

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2)住所 東京都港区
(3)所有株式数 1,928,000 株(所有比率:1.205%)

(1)氏名 出光 正和
(2)住所 東京都港区
(3)所有株式数 2,416,000 株(所有比率:1.510%)

(1)氏名 出光 正道
(2)住所 東京都港区
(3)所有株式数 2,416,000 株(所有比率:1.510%)

(1)氏名 公益財団法人出光文化福祉財団
(2)住所 東京都目黒区青葉台三丁目 4 番 15 号
(3)代表者の役職・氏名 代表理事 出光 昭介
(4)所有株式数 12,392,400 株(所有比率:7.745%)

(1)氏名 公益財団法人出光美術館
(2)住所 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
(3)代表者の役職・氏名 代表理事 出光 昭介
(4)所有株式数 8,000,000 株(所有比率:5.000%)

3. 本申立てがあった年月日
平成 29 年 7 月 4 日

4. 本申立ての内容

(1)本申立てがなされた裁判所 東京地方裁判所

(2)本申立ての対象

平成 29 年 7 月 3 日開催の当社取締役会において決議した公募による普通株式 4,800 万株の発行の差止めの仮処分申立て

(3)本申立ての理由

新株発行差止仮処分命令申立書によれば、本新株式発行は、現経営者の支配権維持を主要な目的としてなされたものであり、著しく不公正な方法による発行であるとして、本申立てを行ったとのことであります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

5. 今後の方針及び見通し

本新株式発行は、当社の国内事業基盤の強化、成長事業の育成、財務体質の強化に必要なものであり、支配権維持目的であるとの日章興産らの主張は明らかな誤りであることから、当社としましては、本申立てが認められる理由はないと考えております。

当社は、本新株式発行の適法性を主張・立証し、対処してまいります。

(参考)本新株式発行の概要

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 4,800 万株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 7 月 12 日(水)から平成 29 年 7 月 19 日(水)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。 |
| (3) 払 込 期 日 | 平成 29 年 7 月 20 日(木)から平成 29 年 7 月 26 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (4) 調 達 資 金 の 使 途 | 手取概算額合計上限 138,533,000,000 円について、投融資資金、設備投資資金、研究開発資金、短期借入金の返済資金に充当 |

※ 詳細は、平成 29 年 7 月 3 日付「公募による新株式発行に関するお知らせ」を参照してください。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。